

はちみつ類の表示に関する公正競争規約及び施行規則

規約	施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、はちみつ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「はちみつ類」とは、はちみつ、甘露はちみつ、巣はちみつ及び巣はちみつ入りはちみつをいう。</p> <p>(1) この規約において「はちみつ」とは、みつばちが植物の花みつを採集し、巣房に貯え熟成した天然の甘味物質であって、別表に定める性状を有し、別表に定める組成基準に適合したものをいう。</p> <p>(2) この規約において「甘露はちみつ」とは、みつばちが植物の分泌物又は同分泌物を吸った他の昆虫の排出物を採集し、巣房に貯え熟成した天然の甘味物質であって、別表に定める性状を有し、別表に定める組成基準に適合したものをいう。</p> <p>(3) この規約において「巣はちみつ」とは、新しく作られて幼虫のいない巣房にみつばちによって貯えられたはちみつ又は甘露はちみつで、巣全体又は一部を封入したまま販売されるものをい</p>	

規約	施行規則
<p>う。</p> <p>(4) この規約において「巣はちみつ入りはちみつ」とは、はちみつ又は甘露はちみつに巣はちみつを加えたものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、はちみつ類を製造して販売する者、輸入して販売する者又はこれらに準ずる者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定するものであって、はちみつ類の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる者」とは、はちみつ類の製造を他の製造業者に委託して自己の商標又は名称を表示して販売する事業者をいう。</p> <p>2 規約第2条第3項に規定するはちみつ類の表示に関する公正競争規約施行規則に定めるものとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、カタログ、POPその他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p>

規約	施行規則
<p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、はちみつ類の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次の各号に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。</p> <p>ただし、表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下のものにあつては、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）で省略できる場合に限り、第2号、第7号、第9号及び第10号の事項の表示を省略することができる。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 原材料名</p>	<p>(必要な表示事項)</p> <p>第2条 規約第3条に規定する必要表示事項は、次の各号に掲げる基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 名称</p> <p>名称を次に定めるところにより表示すること。</p> <p>ア 「名称」の文字の次に、はちみつにあつては「はちみつ」、甘露はちみつにあつては「甘露はちみつ」、巣はちみつにあつては「巣はちみつ」、はちみつに巣はちみつを加えたものにあつては、「巣はちみつ入りはちみつ」と表示すること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、「名称」の文字に代えて「品名」と表示することができる。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>原材料名を次に定めるところにより表示すること。</p> <p>ア 「原材料名」の文字の次に使用した原材料を原材料に占める重量の割合の高いものから順に、規約第2条第1項で定めるはちみつ類の名称又は採蜜源の花名を付す場合にあつてはその名称の前に花名を「〇〇」と</p>

規約	施行規則
<p>(3) 原料原産地名</p>	<p>記載した「〇〇はちみつ」等の一般的な名称をもって表示すること。</p> <p>イ 原材料として規約第4条第1項第2号に定める条件を満たした有機はちみつを使用した場合にあっては、有機はちみつを使用している旨を「有機はちみつ」、「はちみつ（有機はちみつ）」等と表示することができる。</p> <p>また、採蜜源の花名を付す場合にあっては、花名を「〇〇」と記載した「有機〇〇はちみつ」、「〇〇（有機はちみつ）」等と表示することができる。</p> <p>(3) 原料原産地名</p> <p>はちみつ類は、次に定めるところにより採蜜国を表示すること。</p> <p>ア 原材料名欄の「はちみつ」、「甘露はちみつ」、「巣はちみつ」若しくは「巣はちみつ入りはちみつ」の文字の次に括弧を付して、又は原料原産地名欄において括弧を付して表示した原材料名の前に、国内で採蜜されたはちみつにあっては「国産」と表示し、外国で採蜜されたはちみつにあっては、「〇〇産」又は「〇〇」と表示し「〇〇」には採蜜国名を表示すること。採蜜国が複数にわたる場合は原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示すること。この場合において、はちみつの採蜜国が3か国以上にわたるときは、2番目までの採蜜国を表示した上、「その他」と表示することにより、3番目以降の採蜜国の表示を省略することができる。</p>

規約	施行規則
	<p>イ 同一の採蜜国のはちみつの採蜜源の花名が複数にわたり、原材料名欄に採蜜国を表示する場合においては、次のいずれかの方法により表示することができる。</p> <p>(7) 原材料名欄に表示した原材料名の文字の次に括弧を付して採蜜源の花名のみを重量の割合の高いものから順に表示し、その次に括弧を付して採蜜国名を表示すること。</p> <p>(イ) 原材料名欄に表示した原材料名の文字の次に括弧を付して採蜜国名のみを表示し、その次に括弧を付して採蜜源の花名を重量の割合の高いものから順に表示すること。</p> <p>ウ 同一の採蜜国のはちみつの採蜜源の花名が複数にわたり、原料原産地名欄に採蜜国を表示する場合においては、次のいずれかの方法により表示することができる。</p> <p>(7) 原材料名欄に表示した原材料名の文字の次に括弧を付して採蜜源の花名のみを重量の割合の高いものから順に表示し、かつ原料原産地名欄に表示した採蜜国名の文字の次に括弧を付して原材料名を表示し、その次に括弧を付して採蜜源の花名のみを重量の割合の高いものから順に表示すること。</p> <p>(イ) 原材料名欄に表示した原材料名の文字の次に括弧を付して採蜜源の花名のみを重量の割合の高いものから順に表示し、かつ原料原産地名欄に表示した採蜜国名の文字</p>

規約	施行規則
<p>(4) 内容量</p> <p>(5) 賞味期限</p>	<p>の次に括弧を付して採蜜源の花名を付して「〇〇はちみつ」と重量の割合の高い順に表示すること。</p> <p>エ 国産品の場合は、食品表示基準に基づき国産に代えて採蜜地が属する都道府県名その他一般に知られている地名を表示することができる。</p> <p>(4) 内容量 「内容量」の文字の次に、グラム又はキログラムの単位で単位を明記して表示すること。</p> <p>(5) 賞味期限 賞味期限とは、Hydroxymethylfurfuralの値にかかわらず、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待される全ての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。</p> <p>ア 賞味期限は、「賞味期限」の文字の次に、次の例により年月で表示すること。</p> <p>(ア) 令和10年10月 (イ) 10. 10 (ウ) 2028. 10 (エ) 28. 10</p> <p>イ アの規定にかかわらず、「賞味期限」の文字の次に、次の例により賞味期限を年月に代えて年月日で表示することができる。(イ)又は(エ)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、年、月又は日が1桁の場合は、10の位は「0」と表示すること。</p> <p>(ア) 令和10年10月10日</p>

規約	施行規則
<p>(6) 保存の方法</p> <p>(7) 原産国名</p> <p>(8) 食品関連事業者（食品表示法第2条第3項第1号に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(9) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称</p>	<p>(イ) 10. 10. 10 (ウ) 2028. 10. 10 (エ) 28. 10. 10</p> <p>(6) 保存の方法 製品の特性に従って、「保存方法」の文字の次に、「直射日光を避け、常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき事項がないものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>(7) 原産国名 製品輸入にあつては、「原産国名」の文字の次に、原産国名を表示すること。</p> <p>(8) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 表示内容に責任を有する事業者として、「製造者」、「加工者」、「輸入者」又は「販売者」の文字の次に、氏名（法人の場合にあつては、その名称。）及び住所を表示すること。</p> <p>(9) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は、次に掲げる基準により表示すること。 ア 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）を食品表示基準に基づき表示すること。 イ アの規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が、製造所若しくは加工所の所在地</p>

規約	施行規則
	<p>(輸入品にあつては、輸入業者の営業所の所在地)又は製造者若しくは加工者の氏名又は名称(輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称)と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号(アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この号において同じ。)又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号(以下「製造所固有記号」という。)の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p> <p>(7) 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>(イ) 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス(2次元コードその他のこれに代わるものを含む。)</p> <p>(ウ) 当該製品を製造している全ての</p>

規約	施行規則
<p>(10) 栄養成分の量及び熱量</p> <p>2 使用上の注意に関する表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p>	<p>製造所の所在地又は製造者の氏名 若しくは名称及び製造所固有記号</p> <p>(10) 栄養成分の量及び熱量</p> <p>栄養成分の量及び熱量については、食品表示基準に基づき表示すること。</p> <p>2 規約第3条第2項に規定する使用上の注意に関する表示については、乳児ボツリヌス症の発生を防止するため、はちみつ類の容器包装に「1歳未満の乳児には与えないで下さい。」又は「1歳未満の乳児には食べさせないで下さい。」の文言を明瞭に記載すること。また、加熱処理すれば安全と誤解される表示をしないこと。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、食品表示基準によりはちみつ類の容器包装に表示が必要な事項については、同基準に基づき表示すること。</p> <p>4 前三項に規定する必要表示事項は、次の基準に基づき表示する。</p> <p>(1) 邦文をもって、はちみつ類を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により行うこと。</p> <p>(2) 名称、原材料名、原料原産地名、内容量、賞味期限、保存の方法、原産国名及び食品関連事業者の表示は別記様式1により一括して行うこと。</p> <p>(3) 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量及び熱量の表示は、別記様式2（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合には、別記様式3）により行うこと。ただし、別記様式1</p>

規約	施行規則
	<p>から別記様式3までにより表示される事項が別記様式と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 別記様式1、別記様式2及び別記様式3は、縦書きとすることができる。</p> <p>(5) 名称は、別記様式1による一括表示の枠内ではなく、商品の主要面に表示することができる。この場合において、内容量についても同様式1の一括表示の枠内ではなく、名称と同じ面に表示することができ、また、同様式1中の「名称」又は「内容量」の欄を省略することができる。</p> <p>(6) 原材料が1種類の場合には、別記様式1中の「原材料名」の欄を省略することができる。また、原材料の採蜜国を原材料名欄に表示している場合には、「原料原産地名」の欄を省略することができる。</p> <p>(7) 原材料が1種類の製品輸入であって、原材料のはちみつの採蜜国が原産国と同一である場合には、別記様式1中の「原材料名」及び「原料原産地名」の欄を省略することができる。</p> <p>(8) 賞味期限を別記様式1に従い一括して表示することが困難な場合には、同様式1中の「賞味期限」の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p> <p>(9) 製品輸入以外の場合にあっては、別記様式1中の「原産国」の欄を省略すること。</p> <p>(10) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>(11) 表示に用いる文字の大きさは、次項</p>

規約	施行規則
<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、はちみつ類の商品名等に、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、それぞれ当該各号に定める基準に従い表示しなければならない。</p> <p>(1) 純粋等</p> <p>「純粋」、「天然」、「生」、「完熟」、「ピュア」、「ナチュラル」、「Pure」、「Natural」その他これらと類似の意味内容を表す文言を表示する場合には、「純</p>	<p>第2号に規定する場合を除き、8ポイント（ここでいうポイントとは、日本産業規格Z8305（1962）に規定するものをいう。以下この施行規則において同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた活字により表示しなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>5 巣はちみつ入りはちみつにあつては、前四項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を容器包装に表示しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第2号に規定する原材料名の「巣はちみつ」の文字の次に括弧を付して、製品に占める巣はちみつの重量の割合を重量百分比で表示すること。</p> <p>(2) 前項に規定する一括して行う表示とは別に、商品名を表す文字の表示されている箇所の直上又は直下に当該商品名を表示する文字の2分の1の大きさの活字又は10ポイントの活字のいずれか大きい活字によって「巣はちみつ入り」と表示すること。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第3条 規約第4条第1項第1号に規定する「純粋」又は「Pure」の文言は、はちみつ類以外に表示してはならない。</p>

規約	施行規則
<p>粹」又は「Pure」という文言に統一して行わなければならない。</p> <p>(2) 有機</p> <p>「有機」、「オーガニック」その他これらと類似の意味内容を表す文言を表示する場合には、有機農産物及び有機農産物加工食品について日本の有機認証制度と同等性が認められた外国の公的な認証制度において有機性が認められたはちみつ類の製品輸入であって、当該認証制度のマークが商品に表示されていなければならない。</p> <p>また、上記の有機性が認められたはちみつ類をバルクで輸入して国内で製品化する場合には、国内の加工の全段階を通じて、有機食品の信頼性が保たれていなければならない。</p> <p>(3) 国産</p> <p>「国産」という文言を表示する場合には、前条第1項の規定により同項第3号に掲げる原料原産地名として他の採蜜国と併せて表示する場合を除き、その原料蜜の全てが国内で採蜜されたものでなければならない。</p> <p>(4) 採蜜源の花名</p> <p>採蜜源の花名を表示する場合には、当該はちみつの全て又は大部分を当該花から採蜜し、その花の特徴を有するものであって、かつ、採蜜国名を表示しなければならない。</p>	<p>2 規約第4条第1項第2号に規定する日本の有機認証制度と同等性が認められた外国の公的な認証制度とは、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年5月11日法律第175号）第12条第2項の「外国（当該農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。）」が有している有機認証制度をいい、同制度で有機性が認められた商品以外のものに「有機」、「オーガニック」その他これらと類似の意味内容を表す文言を表示してはならない。</p> <p>3 規約第4条第1項第4号に規定する採蜜源の花名について、一種類の花名又は複数の花名を組み合わせる場合は、当該はちみつに、表示している蜜源と異なるはちみつを混合してはならない。</p> <p>また、採蜜源の花名を表示しない製品について当該製品が特定の花から採蜜したはちみつであると誤認されるおそれがある花の絵等の表示をしてはならない。</p> <p>4 前項の複数の採蜜源の花名を組み合わせる「〇〇はちみつと〇〇はちみつのブ</p>

規約	施行規則
<p>ただし、施行規則で定める外国政府の採蜜源の花名に関する基準により定められた採蜜源の花名を表示する場合にあっては、施行規則に定める表示方法に従ってこれを表示することができる。</p> <p>2 事業者は、前項に規定する事項のほか、はちみつ類の容器包装に特定の原材料を商品名として表示する等、当該原材料を使用している旨を強調して表示する場合は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p>	<p>「レンド」等と商品名に表示する場合は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することとし、また、その一種類の採蜜源の含有量が重量百分比で5%以上でなければならない。</p> <p>また、複数の採蜜源の花名ごとに重量の割合を別記様式1中の「原材料名」の欄に表示することができる。</p> <p>5 規約第4条第1項第4号ただし書に規定する施行規則で定める外国政府の採蜜源の花名に関する基準とは、ニュージーランド第一次産業省が2017年12月12日に公表した「マヌカハニーの科学に基づいた定義及び新規輸出要件」をいう。</p> <p>6 製品輸入した商品又はバルクで輸入して国内で製品化した商品の容器包装に前項の基準により定められた採蜜源の花名を表示する場合にあっては、次の表示方法に従わなければならない。</p> <p>(1) 前項の基準により「モノフローラルマヌカハニー」と認められた場合は、容器包装の正面に同名称、マヌカハニー若しくは類似の文言を表示し、又は規約第3条第1項第2号に定める原材料名欄にマヌカハニー若しくは類似の文言を表示する。</p> <p>(2) 前項の基準により「マルチフローラルマヌカハニー」と認められた場合は、マヌカハニーの成分値が一定以上含まれる百花蜜である旨の説明文を容器包装又は店頭的一般消費者が見やすい箇所に表示することを条件に、容器包装の正面に前項の基準により認められた名称を表示する。この場合において、規約第3条第1項第2号に定める原材料名欄にはちみつと表示するものとし、マヌカが全て若し</p>

規約	施行規則
<p>(会員証紙)</p> <p>第5条 一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、規約に従い適正な表示をしている構成事業者に対し、その販売に係るはちみつ類の容器包装に「会員証紙」を使用させることができる。</p> <p>2 「会員証紙」は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p>	<p>くは大部分の蜜源と誤認させる表示又はマヌカハニーをブレンドした旨の表示をしてはならない。</p> <p>7 特色のある採蜜源の花名を「〇〇はちみつ入り」等と商品名に強調して表示する場合は、その重量割合を強調表示に近接した場所又は別記様式1による一括表示枠内の当該特色のある原材料の次に括弧を付して表示しなければならない。</p> <p>8 はちみつ類に「特選」、「高級」、「デラックス」その他これらに類似する意味内容の文言を用いて表示しようとするときは、公正取引協議会の承認を受けなければならない。</p> <p>(台帳の整備)</p> <p>第4条 事業者は、原料はちみつ等使用台帳の整備を行うこととし、製造ロットごとに原料はちみつの使用量と製品の製造数量を明確にしなければならない。ただし、現に同様の台帳等がある場合は、それをもって台帳の整備に代えることができる。</p> <p>(会員証紙)</p> <p>第5条 規約第5条に規定する「会員証紙」は、次のいずれかの方法により容器包装に使用できるものとする。</p> <p>(1) 印刷</p> <p>(2) シールの貼付</p> <p>2 「会員証紙」の表示は次の図柄をもつて行う。</p>

規約	施行規則
<p>(規則で定める必要表示事項等)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、前三条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第7条 事業者は、はちみつ類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条に規定するはちみつ、甘露はちみつ、巢はちみつ又は巢はちみつ入りはちみつの定義に合致しない内容の製品について、それぞれ定義に合致する製品であるかのような表示</p> <p>(2) 第4条第2項に規定する特定の原材料を使用している旨を強調して表示する場合の施行規則に定める表示基準に合致しない内容の製品について、当該基準を満たすかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 客観的な根拠に基づかないで「特選」、「高級」、「デラックス」その他これらと類似の意味内容を表す文言を用いることにより、当該製品の品質が特に</p>	<div data-bbox="948 286 1259 443" style="text-align: center;"> </div> <p>3 「会員証紙」の使用の承認及び使用方法については、前二項に掲げるもののほか、公正取引協議会が別に定める会員証紙の使用基準によるものとする。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 規約第7条各号の規定による不当表示に当たるものを例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 公正取引協議会の承認を受けずに行う「特選」、「高級」、「デラックス」その他これらに類似する意味内容の文言を用いた表示</p> <p>(2) 特定の成分又は原材料が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認されるおそれがある表示</p>

規約	施行規則
<p>優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、受賞又は推奨を受けたと誤認されるおそれのある表示</p> <p>(5) 自己の取り扱う他の製品又は自己の行う他の事業について受けた賞又は推奨が当該製品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 品質、原料、原産地、採蜜源その他製品の内容又は取引条件について、実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるような表示</p> <p>(7) 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するような表示</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るはちみつ類の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第8条 この規約を適正に施行するため、公正取引協議会を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 不当景品類及び不当表示防止法及び</p>	

規約	施行規則
<p>公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p> <p>(2) 証紙の交付に関すること。</p> <p>(3) 規約の内容についての周知徹底に関すること。</p> <p>(4) 規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(5) 規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(6) 規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。</p> <p>(7) 関係官庁との連絡及び施策の協力に関すること。</p> <p>(8) その他公正取引協議会の目的を達成するために必要と認められること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、第1項の規定に基づく調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する行為があると</p>	

規約	施行規則
<p>認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(施行規則)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を設定し、又は変更するときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p> <p>[別表]</p> <p>(はちみつの性状)</p> <p>はちみつは、淡黄色ないし暗褐色のシロップ状の液で、特有の香味があり、結晶を生ずることがある(採蜜源となる花等の種類又は保存条件によって結晶の遅速が甚しく異なる。)ものである。</p> <p>(はちみつの組成基準)</p> <p>水分 20%以下</p> <p>ただし、第4条第1項第3号に規定す</p>	<p>(組成基準の試験法)</p> <p>第7条 規約別表のはちみつの組成基準の試験法は、次の各号に定めるところによ</p>

規約	施行規則
<p>る国産はちみつにあっては22%以下とする。</p> <p>果糖及びぶどう糖含有量（両者の合計） 60 g / 100 g 以上 ただし、甘露はちみつ又は甘露はちみつとはちみつとの混合物の場合にあっては、45 g / 100 g 以上とする。</p> <p>しよ糖 5 g / 100 g 以下 ただし、次に掲げる採蜜源のはちみつにあっては、それぞれ定める基準によるものとする（以下の括弧内は学術名である。）。</p> <p>(a) アルファルファ（ムラサキウマゴヤシ）、柑橘類、ニセアカシア（ハリエンジュ属ニセアカシア）、フレンチハニーサックル（すいかずら）、ヤマモガシ、レッドガム（ユーカリ・カマルドレンシス）、レザーウッド（ユークリフィア・リキダ）、エウクリフィア科ミリガニ 10 g / 100 g 以下</p> <p>(b) ラベンダー（ラベンダー類）、ポリジ（むらさき科ボラゴ属） 15 g / 100 g 以下</p> <p>電気伝導度 0.8mS / cm以下 ただし、甘露はちみつ又は甘露はちみつとはちみつとの混合物の場合にあっては、0.8mS / cm以上とし、次に掲げる採蜜源のはちみつは電気伝導度の組成基準の適用除外とする。</p> <p>&lt;適用除外対象&gt; ストロベリーツリー（イチゴノキ）、ベルヒース（エリカ）、ユーカリ、菩提樹（シナノキ）、リングヘザー（カルー</p>	<p>るものとする。</p> <p>(1) 水分 屈折率法による。 (AOAC969.38B)</p> <p>(2) 果糖及びぶどう糖含有量（両者の合計） HPLC（高速液体クロマトグラフ法）による。 (Apidologie-Extra Issue28、1997、Chapter 1.7.2)</p> <p>(3) しよ糖 HPLC（高速液体クロマトグラフ法）による。 (Apidologie-Extra Issue28、1997、Chapter 1.7.2)</p> <p>(4) 電気伝導度 電気伝導率による。 (Apidologie-Extra Issue28、1997、Chapter 1.2)</p>

規約	施行規則
<p>ナ)、マヌカ、ティーツリー(メラレウカ)、クリ</p> <p>Hydroxymethylfurfural 5.9mg/100g以下 ただし、熱帯地域(南回帰線と北回帰線に挟まれた地域)若しくは熱帯地域と似た気候の地域を原料原産地とするはちみつ又はこれらのブレンドの場合は、8.0mg/100g以下とする。</p> <p>遊離酸度 100gにつき1Nアルカリ5ml以下</p> <p>でん粉デキストリン 陰性反応</p>	<p>(5) Hydroxymethylfurfural (AOAC980.23)</p> <p>(6) 遊離酸度 (J. Assoc. Public Analysts (1992) 28 (4) 171-175)</p> <p>(7) でん粉デキストリン 日本薬局方の試験法によることとし、必要に応じヨード反応を併用する。</p> <p>(別記様式1)</p> <div data-bbox="879 1205 1315 1592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>名称 原材料名 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者</p> </div> <p>備考</p> <p>1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と表示することができる。</p> <p>2 食品関連事業者が、加工業者、輸入業者又は販売業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「加工者」、「輸入者」又は「販売</p>

規約	施行規則																						
	<p>者」とする。</p> <p>(別記様式 2)</p> <table border="1" data-bbox="874 416 1394 752"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="874 416 1394 465">栄養成分表示</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="874 465 1394 510">食品単位当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="874 510 1193 555">熱量</td> <td data-bbox="1193 510 1394 555">kcal</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 555 1193 600">たんぱく質</td> <td data-bbox="1193 555 1394 600">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 600 1193 645">脂質</td> <td data-bbox="1193 600 1394 645">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 645 1193 689">炭水化物</td> <td data-bbox="1193 645 1394 689">g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 689 1193 752">食塩相当量</td> <td data-bbox="1193 689 1394 752">g</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「日本食品標準成分表」の数値を参照して表示する場合には、改訂時期を示す「〇〇年」又は「〇訂」を併せて表示する。</li> <li>2 食品単位は、100 g、100ml、1 食分、その他の 1 単位のいずれかを表示する。この場合において、1 食分である場合は、1 食分の量を併記して表示する。</li> <li>3 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。</li> <li>4 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を 0 とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を一括して表示することができる。</li> <li>5 この様式中「熱量」とあるのは、これに代えて、「エネルギー」と表示することができる。</li> <li>6 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</li> </ol> <p>(別記様式 3)</p> <table border="1" data-bbox="874 1809 1444 2000"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="874 1809 1444 1859">栄養成分表示</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="874 1859 1444 1904">食品単位当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="874 1904 1193 1948">熱量</td> <td data-bbox="1193 1904 1444 1948">kcal</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1948 1193 2000">たんぱく質</td> <td data-bbox="1193 1948 1444 2000">g</td> </tr> </tbody> </table>	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	炭水化物	g	食塩相当量	g	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g
栄養成分表示																							
食品単位当たり																							
熱量	kcal																						
たんぱく質	g																						
脂質	g																						
炭水化物	g																						
食塩相当量	g																						
栄養成分表示																							
食品単位当たり																							
熱量	kcal																						
たんぱく質	g																						

規約	施行規則																						
	<table border="0"> <tr><td>脂質</td><td>g</td></tr> <tr><td>  一飽和脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr><td>  一n－3系脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr><td>  一n－6系脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr><td>コレステロール</td><td>mg</td></tr> <tr><td>炭水化物</td><td>g</td></tr> <tr><td>  一糖質</td><td>g</td></tr> <tr><td>  一糖類</td><td>g</td></tr> <tr><td>  一食物繊維</td><td>g</td></tr> <tr><td>食塩相当量</td><td>g</td></tr> <tr><td>たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分</td><td>mg</td></tr> </table>	脂質	g	一飽和脂肪酸	g	一n－3系脂肪酸	g	一n－6系脂肪酸	g	コレステロール	mg	炭水化物	g	一糖質	g	一糖類	g	一食物繊維	g	食塩相当量	g	たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg
脂質	g																						
一飽和脂肪酸	g																						
一n－3系脂肪酸	g																						
一n－6系脂肪酸	g																						
コレステロール	mg																						
炭水化物	g																						
一糖質	g																						
一糖類	g																						
一食物繊維	g																						
食塩相当量	g																						
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg																						
	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「日本食品標準成分表」の数値を参照して表示する場合には、改訂時期を示す「〇〇年」又は「〇訂」を併せて表示する。</li> <li>2 食品単位は、100g、100ml、1食分、その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。</li> <li>3 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。</li> <li>4 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を一括して表示することができる。</li> <li>5 この様式中「熱量」とあるのは、これに代えて、「エネルギー」と表示することができる。</li> <li>6 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。</li> </ol>																						

規約	施行規則
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この規約の変更の施行の日前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p>	<p>7 ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。</p> <p>8 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該部分を省略する。</p> <p>9 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、食品表示基準別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄によって表示する。</p> <p>10 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この規則の変更の施行の日前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p>